



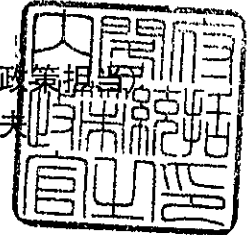
府政共生第177号
平成27年2月20日

公益社団法人日本小児科学会会長 殿

内閣府自殺対策推進室長

政策統括官（共生社会政策担当）

武川 光夫



平成26年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定）において、3月を「自殺対策強化月間」（以下「月間」という。）に設定し、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、内閣府では、別添のとおり平成26年度「自殺対策強化月間」実施要綱（以下「実施要綱」という。）を作成し、関係省庁、地方公共団体、関係団体、民間団体等とともに啓発活動及び支援策を強力に推進することとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施や各種相談支援等の取組の推進を図るとともに、貴管下の支部、関係者等に対し、積極的に周知、指導していただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣府自殺対策推進室

電話：03-5253-2111（内線38298）

担当者：奈良部

E-mail：harumi.narabu@cao.go.jp